

南あわじ市サンライズ淡路 指定管理者募集要項



令和 8 年 9 月 4 日

南あわじ市経済観光部

目 次

1. 対象施設の概要	P 1
2. 指定期間	P 2
3. 指定管理者に行わせる業務等の範囲	P 2
4. 管理の基準	P 2
5. 利用料金に関する事項	P 5
6. 管理運営業務に係る経費について	P 5
7. 指定管理者と市の責任分担について	P 6
8. 自主事業の取扱い	P 7
9. 会計の独立	P 8
10. 応募資格	P 8
11. 公募及び選定スケジュール	P 9
12. 募集要項等の配布	P 10
13. 公募説明会の開催	P 11
14. 質問の受付及び回答	P 11
15. 提出書類等	P 11
16. プレゼンテーション及びヒアリングの実施	P 13
17. 選定方法	P 13
18. 選定基準	P 13
19. 選定結果のお知らせ	P 13
20. その他注意事項	P 13
21. 窓口	P 15
別表 1 南あわじ市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準	P 16
22. 各種様式	P 17
別紙 1 「施設の概要と管理運営の状況（サンライズ淡路）」	P 34
別紙 2 「選定基準及び配点表」	P 40

サンライズ淡路指定管理者募集要項

南あわじ市では、公の施設である「南あわじ市サンライズ淡路」（以下「サンライズ淡路」又は「施設」という。）の管理運営業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項、南あわじ市サンライズ淡路条例（平成17年南あわじ市条例第90号、以下「サンライズ淡路条例」という。）第13条及び南あわじ市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年南あわじ市条例第44号、以下「指定管理者条例」という。）第3条の規定に基づき、令和9年4月1日以降の施設の指定管理者を募集します。

1. 対象施設の概要

(1) 施設の概要

サンライズ淡路は、宿泊研修棟、コミュニティーセンター、体育館、運動公園（グラウンド）、テニスコート、淡路ふれあい公園等を備えたCSR施設です。昭和59年度より平成3年度にかけて順次整備され、平成16年2月に大幅なリニューアルを実施し再オープンいたしました。また、令和3年度に淡路ふれあい公園の管理棟を改修し、令和4年4月からコワーキングスペースを開設いたしました。

- ① 施設名 南あわじ市サンライズ淡路
- ② 所在地 南あわじ市広田広田1466番地1
- ③ 施設概要

宿泊・研修棟・浴室棟	宿泊棟 収容人数108名 部屋18室 レストラン 52席 浴室棟、研修室
コミュニティーセンター	面積328.3㎡ 最大100名収容
体育館	面積812.39㎡ バレーボール2面、バスケットボール1面、バドミントン2面
第1グラウンド	面積12,000㎡ ナイター設備あり
第2グラウンド（芝生）	面積7,300㎡ ナイター設備あり
テニスコート	オムニコート4面 面積2,508㎡ ナイター設備あり
淡路ふれあい公園	面積119,180㎡ 管理棟、芝生広場、ふれあいの滝、ゲートボール場、

	丘の広場、竹炭工房、水車小屋他
コワーキングスペース	面積126㎡
	フリースペース、会議室1室、パーソナルルーム3室
特産物直売所	面積67㎡ 売店
面 積	193,055㎡
竣工時期	昭和59年～平成3年度

(1) 前号に掲げる施設の詳細

施設の詳細については、別紙1「施設の概要と運営状況」のとおりとします。

2. 指定期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年間）

3. 指定管理者に行わせる業務等の範囲

1) サンライズ淡路条例に規定する業務

南あわじ市サンライズ淡路条例に規定する業務とします。

- (1) 施設の使用の許可並びに使用の許可の取消し、使用の制限、使用の停止及び使用者に対する退場命令その他必要な措置をとること。
- (2) 施設の維持管理及び運営に関すること。
- (3) 施設の利用者がその施設又は設備を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること。
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2) 前項に規定する業務以外の業務

指定管理者が行う業務において、前項に規定する業務以外の業務については、南あわじ市サンライズ淡路指定管理仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するものとします。

4. 管理の基準

1) 管理施設及び利用料金等

区 分	内 容	料 金 等
宿泊・研修棟	・浴室棟 ・宿泊棟 収容人数108名 部屋18室 ・レストラン 52席 ・研修室	・入浴 ※午前10時～午後10時 大人 1,000円 3歳以上中学生未満 500円 3歳未満、宿泊者 無料 ・宿泊 大人15,000円 小人10,000円 ※合宿 大人10,000円、小人8,000円 ・研修室 ※午前9時～午後9時 2,500円～20,000円
コミュニティセンター	面積328.3㎡ 最大100名収容 ※午前9時～午後9時 ※自主事業での活用可	会議室利用 2,100円／時間 上記以外 市内320円／時間、市外530円／時間
コワーキングスペース	面積126㎡ 最大同時利用 14名 ※午前9時～午後8時	フリースペース 1,000円／日 会議室 500円／時間 パーソナルルームA 300円／時間 パーソナルルームB 300円／時間 年間法人契約 120,000／法人 ※フリースペース、会議室等無料
体育館	体育館（面積812.39㎡） バレーボール2面、バスケットボール1面、 バドミントン2面 ※午前9時～午後10時	スポーツ利用 （半面）市内560円／時間、市外1,120円／時間 （全面）市内1,120円／時間、市外2,240円／時間 集会等全面利用 4,400円／時間
テニスコート	オムニコート4面 面積2,508㎡ ナイター設備あり ※午前9時～午後10時	1面当たり 平日：市内900円／時間、市外1,800円／時間 土日祝日：市内1,500円／時間、市外3,000円／時間 ※夜間照明料金は「平日2,210円／時間、土 日祝2,760円／時間」加算
第1グラウンド	面積12,000㎡ ナイター設備あり ※午前9時～午後10時	市内560円／時間、市外1,120円／時間 スポーツ・レクリエーション以外の集会 22,000円／日 ナイターを使う場合は「1,220円／時間」加算
第2グラウンド（芝生）	面積7,300㎡ ナイター設備あり ※午前9時～午後10時	
淡路ふれあい公園	面積119,180㎡ 管理棟、芝生広場、ふれあいの滝、 ゲートボール場、丘の広場、竹炭工 房、水車小屋、他	入園無料、営業不可
特産物直売所	面積67㎡ 売店 ※自主事業での活用可	100,000円／月

※ふれあい公園の植栽維持にかかる業務は除く。

※第2グラウンド（芝生）について、植栽、芝生の維持管理は除く。

※上記金額は条例に規定した上限金額であり、市長の承認を経て指定管理者の責任において設定することができる。

2) 使用の許可及び使用の制限に関する事項

サンライズ淡路条例に規定するとおり実施するものとします。

3) 関係法令等の遵守

前項に掲げるもののほか、次に掲げる法令等を遵守して業務を遂行するものとします。

- (1) 指定管理者条例、同施行規則、その他関係する条例、規則等
- (2) 地方自治法、同施行令、同施行規則、その他行政関係法令
- (3) 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係法令
- (4) 水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

4) 文書の管理・保存

管理運営業務の実施にあたり作成又は取得した文書については、南あわじ市文書取扱規程を準用し、適正に管理・保存するものとします。

5) 個人情報の取扱い

指定管理者が取り扱う個人情報については、南あわじ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年南あわじ市条例第38号）及び指定管理者条例の規定により、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じていただきます。

また、指定管理者又は指定管理業務に従事する者は、当該管理業務により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

6) 情報公開

指定管理者は、公の施設の指定管理業務において取り扱う情報について、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めていただきます。

7) 管理業務一括再委託の禁止

指定管理者は、当該施設の管理運営にかかる業務の全部又はその主たる業務を一括して第三者に下請けさせ、又は再委託することはできません。ただし、管理業務の一部については、事前に市長の承諾を受けた場合、第三者に下請けさせ、又は再委託することができます。

8) 市内における再委託、調達等

管理業務の実施にあたり、人員の雇用、再委託、物品の調達等を行う場合は、南あわ

じ市経済の活性化と市内企業の育成のため、南あわじ市内での雇用、中小企業を最優先として活用してください。

5. 利用料金に関する事項

1) 利用料金制度

施設において地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用するため、利用者が支払う使用料を指定管理者の収入とします。また、指定管理者は、サンライズ淡路条例に規定する利用料金を、当該条例に定める範囲で市長の承認を経て、自らの責任において決定できるものとします。

2) 減免及び還付

指定管理者は、南あわじ市サンライズ淡路条例の規定により、利用料金を減額し、又は、免除し、若しくは還付することができます。減免又は還付を行う場合は、当該条例又は市長が定める基準により実施することとします。

3) 前受金等の引継ぎ

- (1) 指定期間の満了後の利用に係る使用料を事前に収受する場合には、その使用料に相当する金額を市又は市が認める者に引き継ぐこととします。
- (2) 令和9年3月31日までの間指定されている指定管理者が指定期間満了後の利用に係る使用料を事前に収受している場合には、その使用料を指定管理者が引き継ぐこととします。
- (3) 市が事前に収受している場合についても、前号と同様の取扱いとします。

6. 管理運營業務に係る経費について

1) 施設の管理運営経費の取扱い

申請時に提出する「収支計画書」に基づき、施設の使用の対価として納入する施設使用料を基本として、市と指定管理者において協議して確定することとします。

2) 施設使用料の申請者の提案について

前項に規定する施設使用料については、『収入の合計額（以下「基礎収入額」という。）』を基に、市が下記に提示する率を下限率として、施設使用料算定にかかる率の提示書（要

項様式8号)にて提案してください。

- (1) 基礎収入額が1億円以下 基礎収入額の10%
- (2) 基礎収入額が1億円を超える場合 (基礎収入額-1億円)の6%+1億円の10%

3) 改修、修繕、備品等の取扱い

- (1) 大規模な増改築及び改修

施設、設備機器等(以下「施設設備等」という。)の大規模改修、改造、増築、1件あたり100万円を超える修繕等に係る費用については、市と協議することとします。
なお、前述する額には、消費税、地方消費税等を含むものとします。

- (2) (1)以外の修繕

1件あたり100万円以下(消費税及び地方消費税含む)の修繕等については、指定管理者の負担とし、修繕等により新たに生じた施設については、すべて市に帰属するものとします。なお、修繕等については、施設の老朽化等を鑑み、早急かつ的確に対応すること。

- (3) 備品

施設に備え付ける備品については、次の各号に掲げるとおり分類し、取り扱うものとします。

① I 種備品

市が無償で指定管理者に貸与する備品とします。なお、経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、市と指定管理者との協議により指定管理者において購入又は調達することとします。(所有権は市に帰属)

② II 種備品

指定管理者が指定管理料又は利用料金収入により管理運営業務の実施のため購入又は調達した I 種備品以外の備品とします。なお、経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、市と指定管理者との協議により指定管理者において購入又は調達することとします。(所有権は市に帰属)

③ III 種備品

①②に規定する備品以外で、指定管理者の任意により指定管理料又は利用料金収入以外の財源にて購入又は調達した備品とします。(所有権は指定管理者に帰属)

7. 指定管理者と市の責任分担について

1) 責任及びリスクの分担の取扱い

施設の管理、事故や災害発生に係る責任やリスクの分担については、仕様書に規定するとおりとします。

2) 連帯保証人

(1) 指定管理者は、協定締結に当たって連帯保証人を立てることとします。連帯保証人は、指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合に、次の指定管理者への引継ぎが行われるまでの間、指定管理者を支援するとともに、指定管理者の損害賠償金、施設使用料等の支払いを保証するものとします。但し、連帯保証人は、次の場合免除できるものとします。

- ① 指定管理者が、国又は地方公共団体が二分の一以上を出資・出損している団体（以下「出資・出損団体」という。）
- ② 指定管理者が、公共的団体で市長が認める団体
 - ※ 『公共的団体』とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、女性会、体育会等の文化事業団体等の公共的な活動を営む団体

(2) 連帯保証人は、次の各号に規定する条件を満たすものとします。

- ① 連帯保証人は、個人又は法人の別は問わない。
- ② 南あわじ市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準（別表１）に該当する者は連帯保証人になることはできない。
- ③ 個人にあっては、連帯保証人名義の土地建物を有し、固定資産評価額が７５０万円以上となっていること。
- ④ 法人にあっては、直近の決算において、利益剰余金が７５０万円以上となっていること。
- ⑤ 連帯保証人は、指定管理業務を遂行するために必要な人材等を集めることができると認められること。

8. 自主事業の取扱い

1) 自主事業の提案について

指定管理者は、施設の設置の目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用において、施設を活用し、独自に企画・立案した自主事

業を実施することができます。ただし、その場合事業計画書に記載し、収支計画書にその費用を計上し、市の承認を必要とします。

2) 行政財産の目的外使用

指定管理者が実施する自主事業においては、施設の目的外使用となる場合がありますので、事前に市の許可を得ていただくこととなります。また、行政財産としての使用料の支払いが必要となることがあります。

9. 会計の独立

施設の管理運営にかかる経理事務を行うにあたり、法人の会計と独立した会計帳簿書類及び経理規程を設けることとします。

10. 応募資格

- (1) 指定期間中、施設を管理運営できる法人とします。なお、個人は指定管理者となるできません。
- (2) 宿泊を伴う施設の管理運営業務（維持管理、人材派遣は除く）又はそれに類する業務について概ね3年以上の経験を有する者を管理責任者※として配置することができ、かつ、淡路島内に事務所又は営業所を有する団体等とします。

※ 管理責任者とは、施設にかかる管理運営業務全般を統括する者

- (3) 次の各号に該当しない法人であること。グループ応募による場合は、その構成員のすべてに該当しないこととします。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②税（国税、県税及び市税）を滞納している法人
 - ③代表者が、税を滞納している法人
 - ④本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人
 - ⑤市から指定管理を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人
 - ⑥市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過しない法人
 - ⑦手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人
 - ⑧差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人

- ⑨破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）が成された法人
 - ⑩会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない法人
 - ⑪指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の兼職禁止規定に抵触することとなる者（本市においては、指定管理者制度の公平で透明な運用を図るため、その範囲を本人及び配偶者及び3親等以内の親族）が、代表、取締役、若しくはこれらに準すべき地位に就任し、又は当該法人の経営あるいは運営上、直接的に意思決定に関与している法人
 - ⑫暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者）が、支配人、取締役、若しくはこれらに準すべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人
 - ⑬当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人
 - ⑭当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない法人
 - ⑮当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人
 - ⑯本市における指定管理者の手續きにおいて、虚偽の申立て等その公正な手續きを妨害した者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人
 - ⑰消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る対応が適切に行えるものであること
- (4) 全各号に規定するもの以外の応募資格については、仕様書に規定するものとします。

11. 公募及び選定スケジュール

公募及び選定のスケジュールの概要は、次のとおりとします。

- ①要項の配布期間・・・・・・・・・・ 令和8年 9月 4日～ 9月29日
- ②公募説明会（現場説明会）の開催・・・・・・ 令和8年 9月16日
- ③公募参加表明書提出期限・・・・・・・・・・ 令和8年 9月29日

- ④質問書提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年 9月29日
- ⑤質問に対する回答日・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年10月 6日
- ⑥申請書類の提出締切日・・・・・・・・・・・・・・ 令和8年10月13日
- ⑦選定委員会による面接（プレゼンテーション）・・・・・・ 令和8年10月 下旬
- ⑧指定管理者予定者の順位（1～3位まで）の発表及び通知 令和8年11月 上旬
- ⑨第1順位の団体等と業務の詳細、協定内容の協議開始・・ 令和8年11月 上旬
- ⑩指定管理者の指定・・・・・・・・・・ 令和8年12月南あわじ市議会定例会に提案予定
- ⑪協定書締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和9年1月下旬予定
- ⑫指定管理者による管理の開始・・・・・・ 令和9年 4月 1日

12. 募集要項等の配布

1) 配布方法

市ホームページよりダウンロードしてください。

2) 配布資料

- ①南あわじ市サンライズ淡路指定管理者募集要項（当該資料）
- ②南あわじ市サンライズ淡路指定管理仕様書
- ③南あわじ市サンライズ淡路指定管理基本協定書（案）
- ④公募参加表明書（要項様式1号）
- ⑤指定管理者指定申請書（要項様式2号）
- ⑥法人概要書（要項様式3号）
- ⑦納税義務に関する報告書（要項様式4号）
- ⑧指定管理者指定申請参加の制限に関する報告書（要項様式5号）
- ⑨事業計画書（要項様式6号）
- ⑩収支計画書（要項様式7号）
- ⑪施設使用料算定にかかる率の提示書（要項様式8号）
- ⑫グループ結成届（要項様式9号）
- ⑬グループ応募役割分担・責任分担（要項様式10号）
- ⑭質問連絡票（要項様式第11号）
- ⑮公募参加表明辞退届（要項様式第12号）
- ⑯指定管理者指定申請辞退届（要項様式第13号）

⑰連帯保証人の選任書（要項様式第14号）

⑱連帯保証人承諾書（要項様式第15号）

⑲その他必要な書類（施設の位置図、平面図等）

⑳南あわじ市サンライズ淡路条例及び同施行規則、公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、個人情報保護条例、情報公開条例

（※㉔については、市ホームページ「例規集」よりダウンロードしてください。）

13. 公募説明会の開催

応募方法、申込書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を開催します。なお、公募説明会への出席は、指定申請の必須条件とします。

- (1) 日 時 令和8年9月16日（水） 午前10時から
- (2) 場 所 サンライズ淡路 山茶花
- (3) その他 参加人数は1団体2名まで

14. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年9月29日（火）まで
- (2) 提出書式 質問連絡表（要項様式11号）※要旨を簡潔にまとめてください。
- (3) 提出方法

持参又は電子メールにより行っていただきます。口頭又はFAXによる質疑は受けません。

- (4) 回答期限 令和8年10月6日（火）

回答は、公募参加表明者全員に、質問の内容及びその回答を文書により送付します。

15. 提出書類等

1) 公募参加表明書

- 提出期限 令和8年9月29日（火）午後5時必着
- 提出書類 公募参加表明書（要項様式1号）
- 提出方法 持参又は郵送

2) 申請書類

- (1) 提出期間及び方法

提出期限 令和8年10月13日（火）午後5時必着

提出方法 窓口へ持参（郵送は認めません）

注意事項

登記簿謄本、納税証明書等（下表③、⑪参照）は提出日前3カ月以内に発行されたものに限る。また、貸借対照表、収支決算書等は提出日現在の最新事業年度分とすること。なお、提出種類に一部でも不備がある場合は、受理しない。

(2) 提出書類及び提出部数（原本の提出は1部とし、その他はコピーも可とする。）

提出書類名及び内容	部数
① 指定管理者指定申請書（要項様式2号）	15部
② 法人等の活動内容、経営状況等を説明する書類	
(ア) 法人等の経営状況の概要を説明する書類（簡易なもの）	15部
(イ) 事業報告書（作成している場合のみ）	15部
(ウ) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類	15部
(エ) 法人概要書（要項様式第3号〈設立の趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるものがあれば別途添付〉）	15部
(オ) 管理責任者の概要書（管理運営業務全般を統括する管理責任者の免許・資格、主な業務実績等を記載した書類）	15部
(カ) 貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの）又は収支予算書及び収支決算書（書類がない場合及び作成することができない特別の事情等がある場合は、団体等の経営状況を説明する書類がない旨及びその理由を記載した申立書を提出すること）	15部
(キ) 令和7年分確定申告書（グループの場合は代表者の確定申告書及び令和8年1月1日現在の固定資産税課税台帳を提出すること）	15部
③ 申込資格を確認する書類	
(ア) 法人登記簿謄本【法人のみ】 ※提出日前3カ月以内	15部
(イ) 定款又は寄付行為【法人のみ】	15部
(ウ) 納税証明書 ※提出日前3カ月以内 （納税義務の無い場合は「納税義務に関する報告書（要項様式4号）」）	15部
(エ) 指定管理者指定申請参加の制限に関する報告書（要項様式5号）	15部
④ 事業計画書（要項様式6号）	15部
⑤ 収支計画書（要項様式7号-1、要項様式7号-2）	15部
⑥ 施設使用料算定にかかる率の提示書（要項様式8号）	15部
⑦ グループ結成届（要項様式9号）【グループ応募の場合のみ】	15部
⑧ グループ応募役割分担・責任分担（要項様式10号）【グループ応募の場合のみ】	15部

⑨	参加表明辞退届（要項様式12号）【参加表明を辞退する場合のみ】	1部
⑩	指定管理者指定申請辞退届（要項様式13号）【申請を辞退する場合のみ】	1部
⑪	連帯保証人選任書（要項様式14号）	13部
⑫	連帯保証人の所得証明書等 ※提出日前3カ月以内 (ア)個人の場合 ・住民票記載事項証明書 ・連帯保証人が現在住んでいる建物の登記簿謄本 ・上記建物が立地する土地の登記簿謄本 ・市民税・県民税（所得・課税）証明書又は源泉徴収票 (イ)法人の場合 ・法人履歴事項全部証明書 ・法人事業概況説明書（写）	各1部
⑬	連帯保証人承諾書（要項様式15号）	15部

16. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

指定申請書として提出された書類を基に。

- (1) 日 時 令和8年10月下旬予定
- (2) 場 所 南あわじ市役所本館予定
- (3) 出席者 1団体4名まで
- (4) 内 容 プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度を予定
（詳細については別途通知します。）
- (5) その他 プレゼンテーション及びヒアリングの実施順については、指定管理者指定申請書受け付け順とします。

17. 選定方法

提出書類の審査及び面接により、次項の基準に基づき選定委員会において選定し、指定管理者候補者の順位を決定します。なお、4位以下については、順位をつけません。

18. 選定基準

選定委員会において選定する場合、別紙2「選定基準」に基づき、選定します。選定にあたっては『基本的事項』において適否を決定します。その際、「否」と判断された場合においては失格とし、『運営実績・経営基盤』、『事業計画書』、『収支計画書』等の項目において採点はいりません。

19. 選定結果のお知らせ

申込者全員に対して、令和8年11月上旬頃に文書にて選定結果を通知します。

20. その他注意事項

1) グループによる応募

グループを結成して応募する場合は、応募に関する事務をすべて当該グループの代表者を通じて行っていただきます。また、市が当該代表者に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に行ったものとみなします。

2) 選定委員、関係市職員との接触の禁止

応募予定者、参加表明者は、選定委員、関係市職員と本件申込みについての接触（当然に、公募説明会・面接・公募に関する質問等正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。

3) 重複提案等の禁止

ひとつの法人が複数の提案をすることはできません。また、ひとつの法人が複数のグループに加わることもできないこととします。

4) 申込みに関する費用負担

申込みに関して必要となる費用は、すべて申込者の負担とします。

5) 申込書類の取り扱い

市が受理した申込書類は、理由の如何に関わらず返却いたしません。

6) 申込書類の変更

一度市が受理した申込書類については、誤字脱字の類など軽微な修正を除き、内容変更を認めません。したがって、申込書、事業計画書、収支計画書等にあっては、特に内容精査の上、提出してください。

7) 参加辞退

参加表明者が参加を辞退するときは、必ず、窓口に公募参加表明辞退届を提出してください。

8) 指定管理者指定申請書の取り下げ

指定管理者指定申請書の取り下げについては、理由の如何に関わらず認めません。但し、市長がその申請の取り下げを特に認めた場合については、必ず指定管理者指定申請書辞退届を提出してください。なお、万一、申請を取り下げた場合、申請者は、市長が被った損害について賠償しなければなりません。

9) 準備行為

指定管理者候補者が、自らの責任において協定書等に規定する管理運営のための準備行為をすることは何ら支障のないものですが、指定議案が市議会において否決された場合には双方とも相手方に損害等を請求することはできません。

10) 各種契約における名義変更について

電気・水道等名義の変更が必要な契約については、指定期間の開始後速やかに指定管理者名義に変更しなければならない。

21. 窓口

〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1

南あわじ市経済観光部商工観光課

担当者 丸永（マルエ）

T E L 0799-43-5221 FAX 0799-43-5321

E-mail shoukou_kankou@city.minamiawaji.hyogo.jp

別表1 南あわじ市指定管理者制度に係る連帯保証人資格制限基準

- ①法律行為を行う能力を有しない者
- ②税（国税、県税及び市税）を滞納している者
- ③法人の代表者が、税を滞納している者
- ④南あわじ市入札参加資格制限基準に該当する者
- ⑤市から指定管理を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者
- ⑥市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過しない者
- ⑦手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない者
- ⑧差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない者
- ⑨破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）が成された者
- ⑩会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない者
- ⑪暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者）が、支配人、取締役、若しくはこれらに準すべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している者
- ⑫公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者
- ⑬公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない者
- ⑭公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない者
- ⑮本市における指定管理者の手續きにおいて、虚偽の申立て等その公正な手續きを妨害した者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

22. 各種様式

(要項様式1号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

公 募 参 加 表 明 書

南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者の公募に参加することを表明します。

なお、関係法令、条例、募集要項、仕様書、基本協定書（案）等関係書類を十分理解のうえ、誠意を持って申請することを誓約します。

(要項様式2号)

指定管理者指定申請書

年 月 日		
南あわじ市長 様		
団体名 _____		
団体住所 _____		
代表者名 _____ 印		
電話番号 _____		
指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。		
指定を受けようとする団体	名 称	
	事 務 所 の 所 在 地	
管理を行おうとする公の施設の名称	南あわじ市サンライズ淡路	
添付書類	☐ 法人等の活動内容、経営状況等を説明する書類 ☐ 事業計画書 ☐ 施設使用料算定にかかる率の提示書 ☐ 連帯保証人選任書 ☐ 連帯保証人承諾書	☐ 申込資格を確認する書類 ☐ 収支計画書 ☐ グループ結成届 ☐ 連帯保証人の所得証明等 ☐ その他 ()
(事務処理欄)		

(要項様式3号)

法人概要書

フ 法	リ 人	ガ 名	ナ 称				
フ 代	リ 表	ガ 者	ナ 名				
所 在 地							
電 話 番 号				F A X 番 号			
設 立 年 月 日							
主 な 事 業 活 動 (沿 革 等)							
法 人 の 特 色 及 び 経 営 方 針							
免 許 ・ 登 録 等							
構 成 員 数 (従 業 員 数)							
指定管理者 制度担当者		氏 名		担当部署・役職			
		電 話 番 号		F A X 番 号			
		メールアドレス		そ の 他			

※ 法人の組織図については、別途添付すること

◎類似施設の管理運営に関する実績（民間の類似施設を含む）

施設の名称	所在地	業務の内容	管理運営の期間
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで
			年 月から 年 月まで

(要項様式4号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

納税義務に関する報告書

南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者の申請にかかり、下記の事項について報告します

記

納税義務のない税目（※該当する項目にチェックすること）

☐ 国 税 (☐ 法人税 ☐ 消費税)

☐ 県民税

☐ 市民税

(その理由)

(要項様式5号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

指定管理者指定申請参加の制限に関する報告書

南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者の公募の申請にかかり、下記の事項のいずれにも該当しないことを報告します。

記

- ① 本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人
- ② 市から指定管理を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人
- ③ 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない法人
- ④ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない法人
- ⑤ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない法人
- ⑥ 破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）が成された法人
- ⑦ 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない法人
- ⑧ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の兼職禁止規定に抵触することとなる者（本市においては、指定管理者制度の公平で透明な運用を図るため、その範囲を本人及び配偶者及び3親等以内の親族）が、代表、取締役、若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は当該法人の経営あるいは運営上、直接的に意思決定に関与している法人
- ⑨ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定義する者）が、支配人、取締役、若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は、実質的に経営等に関与している法人
- ⑩ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない法人。
- ⑪ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない法人
- ⑫ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない法人

(要項様式6号)

事業計画書

I 管理運営の基本方針

1) 施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方

※施設の設置目的等を踏まえて、管理運営に当たっての理念、運営方針、維持管理等基本的な考え方を総括して記載してください

2) 指定期間内における達成目標

※利用件数、経費の削減など具体的な達成目標を記載してください

3) 各施設間の連携に関する事項

4) 上記以外で特別に記載する事項

II サービスの向上

(1) 指定期間における事業の実施計画の概要

※ 各年度における事業計画の詳細については、別途年度別事業計画書を提出してください

(2) サービス向上の具体的な取組み

(3) 市内他の公共施設との連携強化によるサービス向上への取組み

III 利用者の施設利用に関する事項

(1) 施設利用の平等の確保への具体的な取組み

(2) 施設利用者の増加への具体的な取組み

(3) 利用者の意見、要望等の把握の方法

(4) 利用者の苦情等への対処方法

(5) 地域、関係機関、NPO、ボランティア団体等との協働・連携

(6) 施設効用の最大化に関すること

(7) 現指定管理者が受けている予約者への対応

(8) 上記以外で特別に記載する事項

IV 組織体制、人員配置等

(1) 組織体制、職員の配置計画

※ 法的に必要な資格、施設管理上必要な有資格者の配置など

(2) 人材の確保に関する具体策（採用計画等）

※ 市内での職員採用の考え方

(3) 人材育成方針及び職員研修に関する計画等

(4) 当該施設において、現在勤務している臨時職員（パート含）の雇用の考え方

(5) 上記以外で特別に記載する事項

V 安全管理への取組み

(1) 施設・設備にかかる安全管理への取組み

(2) 災害や事故の防止への取組み

(3) 犯罪の防止への取組み

(4) 緊急時の対応

(5) 上記以外で特別に記載する事項

VI 施設・設備の維持管理

(1) 施設・設備の管理体制

(2) 施設設備の適切な維持管理への取組み

(3) 効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の節減）

(4) 外部委託にかかる市内発注の考え方

(5) 上記以外で特別に記載する事項

VII 自主事業に関する事項

VIII 申請者の経営基盤

(1) 財務諸表等による経営分析

(2) 金融機関や出資者からの支援体制

(3) 上記以外で特別に記載する事項

IX 個人情報及び情報公開に関する事項

(1) 個人情報の保護に関する具体的な取組み

(2) 情報公開に関する具体的な取組み

(3) 上記以外で特別に記載する事項

X その他に関する事項

(1) 広報活動に関する具体的な取組み

※パンフレットの配布、ホームページの開設など具体的に記載してください

(2) リスクへの対応

※指定管理者として負担すべきリスクに関する考え方などを記載してください（リスク分担表と連動してください）

(3) 地域活動への参加、貢献に対する具体的な取組み

※地域のイベントやまつり、ボランティア活動など地域活動への参加について記載してください

(4) 上記以外で特別に記載する事項

【事業計画書記載の注意事項】

①様式については、各団体任意様式とします。

②様式は任意ですが、『記載項目』、『項目番号』については当該様式と一致させてください。

(要項様式7号-1)

収 支 計 画 書

項目	年度	R9	R10	R11	R12	R13	合計	備考	
収入	指 定 管 理 料								
	利 用 料 収 入								
	そ の 他								
	自 主 事 業 収 入								
	収 入 合 計								
支出	人 件 費								
	需用費	消 耗 品 費							
		光 熱 水 費							
		修 繕 費							
		そ の 他							
	役 務 費								
	施設管理費								
	使用料・手数料								
	そ の 他								
	自 主 事 業 費								
	支 出 合 計								
	収 支 差 額								
累 計 収 支 額									
	【収入増に向けた取組み】								
	【経費縮減に向けた取組み】								

(注1) 単位は『千円』、会計年度は4月1日から翌年3月31日とします

(注2) 『施設管理費』には、『保守点検』、『維持管理費・業務委託費』等を記入してください

(注3) 『役務費』には、『通信費』、『広告料』、『手数料』、『保険料』等を記入してください

(注4) 『指定管理料』については管理業務実施の対価として指定管理者が受け取る額を記入してください

(注5) 収支の各項目の内訳明細資料を添付してください

(要項様式7号-2)

収 支 計 画 書

項目	年度	R14	R15	R16	R17	R18	合計	備考	
収入	指 定 管 理 料								
	利 用 料 収 入								
	そ の 他								
	自 主 事 業 収 入								
	収 入 合 計								
支出	人 件 費								
	需用費	消 耗 品 費							
		光 熱 水 費							
		修 繕 費							
		そ の 他							
	役 務 費								
	施設管理費								
	使用料・手数料								
	そ の 他								
	自 主 事 業 費								
	支 出 合 計								
	収 支 差 額								
累 計 収 支 額									
	【収入増に向けた取組み】								
	【経費縮減に向けた取組み】								

(注1) 単位は『千円』、会計年度は4月1日から翌年3月31日とします

(注2) 『施設管理費』には、『保守点検』、『維持管理費・業務委託費』等を記入してください

(注3) 『役務費』には、『通信費』、『広告料』、『手数料』、『保険料』等を記入してください

(注4) 『指定管理料』については管理業務実施の対価として指定管理者が受け取る額を記入してください

(注5) 収支の各項目の内訳明細資料を添付してください

(要項様式8号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印 _____

施設使用料算定にかかる率の提示書

「南あわじ市サンライズ淡路」施設の指定管理者指定申請にあたり、指定管理者として指定期間中に南あわじ市に納入する施設使用料の算定に用いる率として下記のとおり提示します。

【提示率】

区 分	下 限 率	提 示 率
基礎収入額が 1 億円以下の 場合	基礎収入額×10%	
基礎収入額が 1 億円を超え る場合	(基礎収入額-1 億円)×6% +1 億円×10%	

※ 基礎収入額とは、南あわじ市サンライズ淡路における自主事業も含めた収入全て。

(要項様式9号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

グループ名称 _____

代表法人名 _____

代表者住所 _____

代表者名 _____ 印

グループ結成届

南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者の指定を受けるため、下記の構成員によるグループを結成したので届け出ます。

	名 称	_____
構成法人	住 所	_____
	代表者名	_____ 印

	名 称	_____
構成法人	住 所	_____
	代表者名	_____ 印

	名 称	_____
構成法人	住 所	_____
	代表者名	_____ 印

	名 称	_____
構成法人	住 所	_____
	代表者名	_____ 印

(要項様式10号)

グループ応募役割分担・責任分担

グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項

(要項様式11号)

指定管理者応募に係る質問連絡票 (南あわじ市サンライズ淡路)

令和 年 月 日

南あわじ市役所 経済観光部長 様

法人名 _____

住 所 _____

NO	資料名	ページ数 及び行数	質 問 事 項 及 び 質 問 内 容

担当者 連絡先	氏 名	担当部署・役職
	電 話 番 号	F A X 番 号
	メールアドレス	そ の 他

(注1) 用紙が不足する場合、複写して使用してください。

(注2) 質問内容は、趣旨が判断できるような表現としてください。

(注3) 質問には必ず番号を付してください。

(要項様式12号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

公募参加表明辞退届

令和 年 月 日付で、南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者公募に参加するため「公募参加表明書」を提出しましたが、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

(参加表明辞退理由)

(要項様式13号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

指定管理者指定申請辞退届

令和 年 月 日付で、南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者の指定を受けるための申請を提出しましたが、下記の理由により辞退したいので届け出ます。

記

(申請辞退理由)

(要項様式14号)

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

法人名 _____

法人住所 _____

代表者名 _____ 印

連帯保証人選任書

下記の者を南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者指定申請に係る連帯保証人として選任します。

記

氏 名	
現 住 所	
主な実績等	

(要項様式15号)

連帯保証人承諾書

南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者応募に係る※_____の連帯保証人として選任されたこと及び私名義の市税滞納等の有無を、南あわじ市商工観光課職員が職務のため調査（照会）することに異議なく承諾します。

※南あわじ市サンライズ淡路の指定管理者の公募申請法人名を記入

令和 年 月 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘 様

住所

氏 名 印

別紙 1

施設の概要と管理運営の状況 (南あわじ市サンライズ淡路)

I 施設の概要

施設名称	南あわじ市サンライズ淡路	設置年月日	昭和59年4月
所在地	南あわじ市広田広田1466-1	設置根拠	サンライズ淡路条例
利用対象者・範囲	市民、スポーツ・研修等の合宿団体、島外一般宿泊客		
設置目的	市民の保養、休養、研修、宿泊及び健康増進を図ることを目的としている。		
施設概要	宿泊・研修棟、コミュニティーセンター、コワーキングスペース、体育館、テニスコート、第1グラウンド、第2グラウンド（芝生）、淡路ふれあい公園、特産物直売所		
敷地面積	193,055㎡		
施設規模	第1グラウンド	面積12,000㎡ ナイター設備あり	
	コミュニティーセンター	面積328.3㎡ 最大100名収容	
	宿泊・研修棟	・浴室棟 ・宿泊棟 収容人数108名 部屋18室 ・レストラン 52席 ・研修室	
	体育館	体育館（面積812.39㎡） バレーボール2面、バスケットボール1面、バドミントン2面	
	テニスコート	オムニコート4面 面積2,508㎡ ナイター設備あり	
	淡路ふれあい公園	面積119,180㎡ 管理棟、芝生広場、ふれあいの滝、ゲートボール場、丘の広場、竹炭工房、水車小屋他	
	コワーキングスペース	126㎡ 最大同時利用 14名	
	第2グラウンド（芝生）	7,300㎡ ナイター設備あり	
	特産物直売所	67㎡	

II 仕様

指定期間	令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
開館 (休館日等)	施設は無休とする。 ただし、特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設けることができる。
業務内容	(1) 施設の使用の許可並びに使用の許可の取消し、使用の制限、使用の停止及び使用者に対する退場命令その他必要な措置をとること。 (2) 施設の維持管理に関すること。 (3) 施設の利用者がその施設又は設備を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること。 (4) 利用料金の徴収に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

利 用 料	区 分	料 金 等
	宿泊・研修棟	・入浴 大人 1,000円 3歳以上中学生未満 500円 3歳未満、宿泊者 無料 ・宿泊 大人15,000円 小人10,000円 ※合宿 大人10,000円、小人8,000円 ・研修室 2,500円～20,000円
	コミュニティセンター	会議室利用 2,100円／時間 上記以外 市内320円／時間、市外530円／時間 ※自主事業での活用可
	コワーキングスペース	フリースペース 1,000円／日 会議室 500円／時間 パーソナルルームA 300円／時間 パーソナルルームB 300円／時間 年間法人契約 120,000円／法人 ※フリースペース、会議室等無料
	体育館	スポーツ利用 （片面）市内560円／時間、市外1,120円／時間 （全面）市内1,120円／時間、市外2,240円／時間 集会等全面利用 4,400円／時間
	テニスコート	1面当たり 平日：市内900円／時間、市外1,800円／時間 土日祝日：市内1,500円／時間、市外3,000円／時間 ※夜間照明料金は「平日2,210円／時間、土日祝2,760円／時間」加算
	第1グラウンド	市内560円／時間、市外1,120円／時間
	第2グラウンド（芝生）	スポーツ・レクリエーション以外の集会 22,000円／日 ※ナイターを使う場合は「1,220円／時間」加算
	淡路ふれあい公園	入園無料、営業不可
	特産物直売所	100,000円／月 ※自主事業での活用可

Ⅲ 管理運営の状況

1 管理運営の現状

管理運営主体	株式会社かいづつ		
職員配置	社員3名、パート・アルバイト15名		
開館 (休館日等)	区分	開館時間	休館日
	宿泊施設 (チェックイン/チェックアウト)	午後3時から翌日の午前10時まで	なし
	レストラン	昼：午前11時から午後2時まで 夜：午後6時から午後9時まで	
	会議室 (研修室・コミュニティセンター)	午前9時から午後9時まで	
	スポーツ施設 (グラウンド(第1・2)、 テニスコート、体育館)	午前9時から午後10時まで	
	コワーキングスペース	午前9時から午後8時まで	
	入浴施設 (日帰り入浴)	通常営業時：午前10時から午後10時まで 休前日：午前10時から午後4時まで	毎月第2月曜日 (祝日の場合翌日)
	特産物直売所	指定管理に含まれていない	—
業務内容	(1) 施設の使用の許可並びに使用の許可の取消し、使用の制限、使用の停止及び使用者に対する退場命令その他必要な措置をとること。 (2) 施設の維持管理に関すること。 (3) 施設の利用者がその施設又は設備を損傷し、又は滅失したときにおける損害賠償の手続に関すること。 (4) 利用料金の徴収に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務		

利 用 料	区 分	料 金 等
	宿泊・研修棟	・宿泊 大人 4,500円～15,000円 小人 3,200円～10,000円 - 幼児 無料 ※合宿 大人3,000円、小人2,500円 ※宿泊料金には下記 入浴施設料金を含む ・研修室 2,500円～20,000円
	入浴施設	大人 600円 3歳以上中学生未満 300円 3歳未満、宿泊者 無料
	コミュニティセンター	自主事業（ジム）
	コワーキングスペース	フリースペース 500円/日 会議室 500円/時間 パーソナルルームA 300円/時間 パーソナルルームB 300円/時間 年間法人契約 100,000/法人 ※フリースペース、会議室等無料
	体育館	スポーツ利用 （片面）市内560円/時間、市外1,120円/時間 （全面）市内1,120円、市外2,240円/時間 集会等全面利用 4,400円/時間
	テニスコート	1面当たり 平日：市内900円/時間、市外1,800円/時間 土日祝日：市内1,500円/時間、市外3,000円/時間 ※夜間照明料金は「平日2,210円/時間、土日祝2,760円/時間」加算
	第1グラウンド	市内560円/時間、市外1,120円/時間
	第2グラウンド（芝生）	スポーツ・レクリエーション以外の集会 22,000円 ※ナイターを使う場合は「1,220円/時間」加算
	淡路ふれあい公園	入園無料、営業不可

2 収支の状況

指定管理者収支

（宿泊・研修棟、コミュニティセンター、コワーキングスペース、体育館、テニスコート、第1グラウンド、第2グラウンド（芝生）、淡路ふれあい公園）

（単位：円）

項 目	過年度決算額									本年度見込額
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
飲食宿泊売上	128,793,379	125,242,932	123,007,884	69,307,730	87,261,392	118,244,644	127,791,873	131,378,114	139,409,806	140,496,969
奉仕料売上	2,369,781	2,440,054	2,659,416	1,244,636	1,511,919	2,608,671	2,428,855	3,108,513	3,108,513	3,227,739
施設使用料売上	18,631,651	17,412,838	16,699,490	13,076,396	13,597,754	16,057,638	16,409,691	16,162,671	15,297,962	16,343,331
講習会収入	383,170	829,976	63,944	171,838	56,084	157,170	98,628	316,147	148,899	243,315
純売上高	150,177,981	145,925,800	142,430,734	83,800,600	102,427,129	137,068,123	146,729,047	150,965,445	157,965,180	160,311,353
期首棚卸高	1,547,809	1,759,021	1,541,822	1,396,274	1,236,905	1,387,614	1,706,143	1,424,397	1,403,341	1,400,000
仕入高	29,846,806	21,685,491	23,472,807	7,901,967	12,289,149	19,871,859	23,407,698	26,518,464	25,788,871	26,687,537
純仕入高	29,846,806	21,685,491	23,472,807	7,901,967	12,289,149	19,871,859	23,407,698	26,518,464	25,788,871	26,687,537
期末棚卸高	1,759,021	1,541,822	1,396,274	1,236,905	1,387,614	1,706,143	1,424,397	1,403,341	1,362,500	1,400,000
売上原価	29,635,594	21,902,690	23,618,355	8,061,336	12,138,440	19,553,330	23,689,444	26,539,520	25,829,712	26,687,537
売上総利益	120,542,387	124,023,110	118,812,379	75,739,264	90,288,689	117,514,793	123,039,603	124,425,925	132,135,468	133,623,817
役員報酬				694,500	805,500	750,000	805,500	716,040	672,360	718,358
給料	35,736,305	34,584,799	33,792,783	31,006,687	34,739,150	29,897,883	31,315,980	34,920,232	33,116,326	35,198,365
手当	50,000	50,000	200,000					323,000		
賃金	3,399,750	3,801,376	1,343,907							
法定福利費	2,230,085	2,933,884	2,548,155	3,483,832	4,043,751	3,276,623	3,570,972	4,067,095	3,968,025	4,155,657
福利厚生費	415,407	48,862	330,960	68,553	100,259	158,645	759,985	165,015	141,628	158,810
人件費	41,831,547	41,418,921	38,215,805	35,253,572	39,688,660	34,083,151	36,452,437	40,191,382	37,898,339	40,231,191
広告宣伝費	3,080,976	2,057,453	1,803,060	604,552	1,007,213	1,444,322	1,860,836	1,538,836	1,374,535	1,508,189
幹旋手数料	6,542,312	7,127,474	6,882,782	5,085,338	6,203,241	8,608,659	9,206,969	10,634,532	11,117,644	11,241,554
使用料及び手数料	1,523,055	1,474,216	1,486,118	1,455,920	844,024	895,560	1,001,268	900,060	545,460	551,890
燃料費	311,605	338,163	456,970	182,720	303,140	367,772	420,028	902,094	704,164	832,722
事務用品費	327,210	372,018	161,436	124,212	124,947	179,637	159,908	148,386	182,691	170,800
消耗品費	10,943,134	12,413,173	11,035,853	5,498,378	7,270,451	11,819,572	11,238,227	13,004,483	12,357,486	13,226,267
備品購入費										
支払保険料	322,919	202,205	314,657	307,506	337,837	306,699	343,595	351,249	352,158	363,686
修繕費	3,367,759	5,065,027	9,504,518	3,035,076	3,542,511	6,220,873	5,435,188	7,938,286	3,531,657	5,979,681
租税公課	207,524	306,622	371,537	313,629	160,047	273,265	729,454	581,365	478,858	549,331
什器補充費										
減価償却費	4,919,407	4,879,562	4,762,897	1,650,710	1,167,507	2,040,508	1,815,378	2,059,214	1,232,383	1,711,141
接待交際費	128,512	3,000	2,000	2,750	1,167					
旅費交通費	221,852	188,376	287,101	337,137	366,422	209,279	267,362	373,727	343,294	371,075
通信費	238,122	512,591	275,151	259,373	255,013	370,518	361,745	377,030	389,798	396,345
支払手数料	536,245	2,393,273	3,183,864	884,274	1,099,527	1,681,535	1,924,304	1,746,195	2,516,612	2,195,486
会議費			59,543							
負担金	196,400	332,660	310,906	282,114	295,870	323,360	283,800	253,300	303,600	287,384
印刷製本費										
被服費										
電気料金	26,192,032	20,309,124	21,099,139	16,863,118	18,745,449	23,475,075	24,521,550	22,393,022	24,384,661	24,157,264
水道料金										
ガス料金										
委託料	17,484,785	16,358,698	17,064,200	10,652,853	14,850,956	20,460,852	22,951,246	10,719,222	19,716,026	15,636,157
環境美化費										
洗濯費										
施設使用料	12,437,311	12,118,665	11,945,643	7,138,010	9,891,398	12,166,064	12,591,856	12,798,161	13,150,838	13,312,931
雑費	277,773	232,787	271,760	279,832	247,955	255,178	294,611	278,374	690,914	638,422
一般管理費	89,258,933	86,685,087	91,279,135	54,957,502	66,714,675	91,098,728	95,407,325	86,997,536	93,372,779	93,130,324
販売費及び一般管理費	131,090,480	128,104,008	129,494,940	90,211,074	106,403,335	125,181,879	131,859,762	127,188,918	131,271,118	133,361,515
営業利益	△ 10,548,093	△ 4,080,898	△ 10,682,561	△ 14,471,810	△ 16,114,646	△ 7,667,086	△ 8,820,159	△ 2,762,993	864,350	262,302
受取利息	177	175	257	205	325	437	362	8,666	22,596	0
雑収入	5,343,663	2,840,813	3,757,641	8,046,515	21,264,675	6,883,841	4,333,108	3,328,391	2,902,252	2,500,000
営業外収益	5,343,840	2,840,988	3,757,898	8,046,720	21,265,000	6,884,278	4,333,470	3,337,057	2,924,848	2,500,000
雑損失	2,652,386	963,544	829,764	668,071	720,635	859,624	1,087,494	1,369,876	1,098,594	1,000,000
営業外費用	2,652,386	963,544	829,764	668,071	720,635	859,624	1,087,494	1,369,876	1,098,594	1,000,000
経常利益	△ 7,856,639	△ 2,203,454	△ 7,754,427	△ 7,093,161	4,429,719	△ 1,642,432	△ 5,574,183	△ 795,812	2,690,604	1,762,302
税引前当期利益	△ 7,856,639	△ 2,203,454	△ 7,754,427	△ 7,093,161	4,429,719	△ 1,642,432	△ 5,574,183	△ 795,812	2,690,604	1,762,302
法人税等充当額	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
当期利益	△ 7,856,639	△ 2,203,454	△ 7,754,427	△ 7,093,162	4,429,719	△ 1,642,432	△ 5,574,183	△ 795,812	2,690,604	1,762,302
繰越利益剰余金		△ 7,856,639	△ 10,060,093	△ 17,814,520	△ 24,907,682	△ 20,477,963	△ 22,120,396	△ 27,694,578	△ 28,490,390	△ 25,799,786
繰越利益剰余金	△ 7,856,639	△ 10,060,093	△ 17,814,520	△ 24,907,682	△ 20,477,963	△ 22,120,396	△ 27,694,578	△ 28,490,390	△ 25,799,786	△ 24,037,484

※上記収支は特産物直売所の収支は除いている。

【参考】

令和9年度以降の指定管理においては特産品直売所が含まれるため、下記の収支を参考に検討をお願いします。

特産品直売所の過去10年間の売上は平均9,000千円／年程度、仕入高は平均5,300千円／年、維持管理費（電気料金）は平均350千円／年程度。

令和6年度、令和7年度の売上は平均7,400千円／年程度、仕入高は平均4,500千円／年程度。

2 利用の状況

(単位:人)

項 目	過年度決算額										本年度見込
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
宿泊	16,902	17,086	16,213	11,440	14,284	16,611	17,222	16,648	17,220	17,500	
宴会	2,248	1,437	1,396	76	221	371	424	590	611	650	
会議	3,470	3,446	3,862	1,096	2,437	2,610	1,843	1,504	1,230	1,250	
コワーキングスペース						114	188	161	953	900	
レストラン	10,952	12,085	9,174	3,847	3,765	5,561	7,226	5,763	6,485	6,500	
バーベキュー	1,027	1,092	1,378	251	346	438	861	715	1,143	1,200	
ジム	7,355	6,314	4,974	3,457	3,865	4,658	4,233	3,613	3,524	3,500	
体育館	8,730	6,837	8,061	4,580	5,806	6,356	9,732	10,738	11,561	12,000	
第一グラウンド	10,119	9,135	8,608	5,998	10,740	12,643	12,495	11,907	11,763	12,000	
第二グラウンド	3,701	3,897	3,269	1,704	2,888	3,336	3,665	1,971	2,243	2,300	
テニスコート	2,708	2,348	1,887	1,981	2,144	2,089	2,283	2,247	2,329	2,400	
入浴施設	32,266	30,808	29,191	21,336	24,638	27,919	27,597	27,997	27,343	27,000	
コミュニティセンター	7,355	6,314	4,946			4,658	4,233	3,613	3,524	3,500	
計	106,833	100,799	92,959	55,766	71,134	87,364	92,002	87,467	89,929	90,700	

別紙２ 選定基準

選定項目		審査内容	
基本的事項	施設の管理運営を実施する上で、団体の理念、事業計画書、収支計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保及びサービスの向上が図られるものであるか。	◆施設の設置目的及び市の示す管理の方針に合致しているか	
		◆住民の施設の平等な利用の確保がされているか	
		◆サービスの向上が確保されているか	
		◆施設経営において健全性が確保されているか	
●●● 基本的事項において全て『適』と判断した場合のみ下記項目において審査します。●●●			
選定項目		審査内容	
運営実績・経営基盤	【管理運営の基本方針】	◆施設の管理運営を実施するにあたっての基本的な考え方	
		◆指定期間内における達成目標	
		◆各施設間の連携に関する事項	
	【申請者の経営基盤及び運営実績】	◆財務諸表等による経営分析	自己資本比率（純資産比率） / 現在の安定性
総資本回転率 / 総資本に対してどれだけ売上があるか			
売上高対経常利益率 / 売上に対してどれだけ経常利益があるか			
将来性その他 / 法人の将来性、印象、雰囲気他			
		◆類似施設の運営実績及び経営ノウハウ	
事業計画書	【管理運営体制と組織に関する事項】	◆組織体制、職員の配置計画 （法的に必要な資格、施設管理上必要な資格者の配置など）	
		◆人材確保に関する具体策（採用計画等） ・当該施設において現在勤務する従業員の雇用の考え方 ・市内での職員採用の考え方	
		◆人材育成方針及び職員研修に関する計画等	
	【施設・設備の維持管理に関する事項】	◆施設・設備の管理体制と維持管理計画の適切さ	
		◆効率的な維持管理を実施するための考え方（経費の節減）	
		◆材料調達や設備維持管理委託等にかかる市内発注の考え方	
	【利用者の施設利用とサービスの向上に関する事項】	◆現指定管理者が受けている予約者への対応について	
		◆サービス向上の具体的な取組み	
		◆施設利用における平等性確保に向けた具体的な取組み	
		◆施設利用者の増加に向けた具体的な取組み	
		◆利用者の意見、要望等の把握の方法	
		◆利用者の苦情等への対処方法	
	【安全管理への取組み】	◆施設・設備にかかる安全管理への取組み	
		◆災害や事故、犯罪の防止への取組み	
		◆緊急時の対応	
		◆個人情報及び情報公開に関する具体的な取組み	
【その他に関する事項】	◆自主事業の実施に関する考え方		
	◆広報活動に関する具体的な取組み		
	◆リスクへの対応		
	◆地域活動への参加・貢献、自治会等各種団体協働・連携への具体的な取組み		
収支計画書		◆施設の管理運営に係る経費の内容	
		◆収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	